

◆ 減免を受けられる方は

	誰が	どんな時に	所得制限	減免の割合		減免の適用期間										
(1) 災害	被保険者 又は世帯主が	災害、風水害、火災などにより、住宅又は家財について 2割以上の損害 を受けたとき	なし	保険料の 全額より	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 5割以上 ・ 全壊</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>・ 2割以上5割未満 ・ 半壊 ・ 床上浸水2割以上</td> <td>5割</td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度	減免割合	・ 5割以上 ・ 全壊	10割	・ 2割以上5割未満 ・ 半壊 ・ 床上浸水2割以上	5割	理由の生じた日の属する月以降 12か月 ※12か月が翌年度にまたがる場合は年度ごとに申請が必要です。				
損害の程度	減免割合															
・ 5割以上 ・ 全壊	10割															
・ 2割以上5割未満 ・ 半壊 ・ 床上浸水2割以上	5割															
(2) 所得 激減	① 被保険者が	(ア) 3か月以上の休廃業、退職、失業により、理由発生の日以後1年間の世帯の所得の見込額が 5割以上減少 するとき	世帯の前年の所得の合計額が 600万円以下	保険料の 所得割 部分より	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者の前年の旧ただし書所得</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～100万円以下</td> <td>8割</td> </tr> <tr> <td>～200万円以下</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>～400万円以下</td> <td>4割</td> </tr> <tr> <td>～600万円以下</td> <td>3割</td> </tr> </tbody> </table>	被保険者の前年の旧ただし書所得	減免割合	～100万円以下	8割	～200万円以下	5割	～400万円以下	4割	～600万円以下	3割	理由の生じた日の属する月以降 年度末まで 理由の生じた日 (ア) 休廃業、退職、失業した日 (イ) 賦課期日(4/1又は資格取得日) (ウ) 重度の心身障害者となった日 3か月以上の入院をした初日 ※翌年度の保険料についても減免の対象になる場合があります。その場合、当該年度の賦課期日(4/1)が理由の生じた日となります。
		被保険者の前年の旧ただし書所得			減免割合											
		～100万円以下			8割											
～200万円以下	5割															
～400万円以下	4割															
～600万円以下	3割															
(イ) 事業において著しい損失を受け、本年の世帯の所得が前年の世帯の所得より 5割以上減少 するとき	～200万円以下	5割														
(ウ) 重度の心身障害者となった、又は3か月以上の長期入院をしたことにより、理由発生の日以後1年間の世帯の所得の見込額が 5割以上減少 するとき	～400万円以下	4割														
	～600万円以下	3割														
② 他の被保険者 又は世帯主が	上記(ア)～(ウ)の要件に該当する場合で、世帯の所得の見込額が 2割軽減基準額以下 となる時(すでに均等割軽減を受けている被保険者は該当しません)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯の軽減対象所得の見込額</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7割軽減基準以下</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>5割軽減基準以下</td> <td>3割</td> </tr> <tr> <td>2割軽減基準以下</td> <td>1割</td> </tr> </tbody> </table>	世帯の軽減対象所得の見込額	減免割合	7割軽減基準以下	5割	5割軽減基準以下	3割	2割軽減基準以下	1割	死亡、離婚、その他の事由が生じた日の属する月以降年度末まで					
世帯の軽減対象所得の見込額	減免割合															
7割軽減基準以下	5割															
5割軽減基準以下	3割															
2割軽減基準以下	1割															
(3) 低所得者	他の被保険者 又は世帯主が	死亡、離婚その他の事由により、理由発生の日以後1年間の世帯の所得の見込額が 2割軽減基準額以下 となる時(すでに均等割軽減を受けている被保険者は該当しません)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>7割軽減基準以下</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>5割軽減基準以下</td> <td>3割</td> </tr> <tr> <td>2割軽減基準以下</td> <td>1割</td> </tr> </tbody> </table>	7割軽減基準以下	5割	5割軽減基準以下	3割	2割軽減基準以下	1割							
		7割軽減基準以下	5割													
5割軽減基準以下	3割															
2割軽減基準以下	1割															
(4) 法第89条	被保険者が	刑事施設などに拘禁されたことにより、療養の給付が 1か月以上制限 されたとき	なし	保険料の 全額より	10割	理由の生じた日の属する月以降 その事由の消滅した日の属する月の前月まで										

※「世帯」とは、「賦課期日における同一世帯内の被保険者全員と世帯主」です。

※「所得」とは、「旧ただし書所得」をさし、保険料額決定通知書の保険料算定の基礎の「①賦課のもととなる所得金額」と同じ金額です。

※(2)所得激減②と(3)低所得者の欄の「2割軽減基準額」とは、「低所得者に対する均等割2割軽減の基準額」です。